(利用料)

区分乀使用者	市民(営利目的以外で使用する	市民以外の者及び営利目的で
	者に限る。)	使用する市民
会議室	1 時間までごとに 250 円	1 時間までごとに 330 円

	要件	減免率
(1)	国又は地方公共団体の機関が防災、防疫又はその訓練のために使	全額
<u> </u>	用するとき。	
(2)	施設を管理する課又は指定管理者が自主事業等に使用するとき。	全額
	市内の公共的団体等が、地域住民全体の福祉の向上や、地域社会	
(3)	の維持、形成に資する活動及びその運営並びに設営に使用すると	全額
	き。	
(4)	75 歳以上の市民が使用するとき。	1/2
(5)	身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けて	1/2
	いる市民が使用するとき。	1/2
(6)	市内の中学生以下の子どもが使用するとき。	1/2
(7)		市長が
	前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。	定める
		率

備考 団体利用の場合は、団体の構成員の半数が(4)から(6)に該当する場合に限る。

冷暖房を利用するときは、実費相当額を徴収する

区分	使用料	
冷暖房設備	1時間までごとに	100 円

※冷暖房の利用料については減免されない。